

情報

生命・財産を守るため、ご検討ください
住宅に関連する助成制度を紹介します

市は地震による災害を防止し、生命や財産を保護するための対策を支援しています。補助を受けるためには事前に申請が必要です。ご注意ください。
問合せ 建築住宅課 ☎ 983・2644

木造住宅の耐震補強支援

現在の基準と比較すると耐震性が低い木造住宅は特に耐震化が必要です。

■補助対象 昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅（一戸建て、長屋、共同住宅）

事業の流れ	補助金の額
わが家の専門家診断 ※無料	なし
既存建築物耐震診断	診断に要する経費と15万4,000円（「わが家の専門家診断事業」を実施した場合は14万4,000円）、いずれか少ない額
木造住宅耐震補強助成	当該事業に要する経費と50万円（高齢者等世帯【注1】は70万円）、いずれか少ない額【注2】

【注1】65歳以上の人のみが居住する世帯、または身体障害程度等級が1級あるいは2級である人が居住する世帯など

【注2】耐震補強のPRを行う場合は当該事業に要する経費と80万円（高齢者等世帯は100万円）、いずれか少ない額

木造住宅補強計画策定事業

昭和56年5月31日以前に着工され、高齢者等世帯が所有および居住する木造住宅を対象に、耐震診断から耐震補強計画を一連の業務とし、無料で行います。

木造住宅除却助成事業

昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅（耐震診断の結果、評点が0.3未満で、特定行政庁から地震対策工事の勧告などを受けたものに限る）を対象に、その全部を除去する工事に要する費用の一部を補助。

■補助金の額 1棟につき、経費に100分の23を乗じて得た額。30万円を限度とする。

ブロック塀等耐震改修促進事業

道路に面するブロック塀、石塀などの撤去費用の一部を補助。また、地域防災計画で設定されている緊急輸送路、避難路または避難地等に面するブロック塀などを安全なものに改善する経費の一部を補助。

事業区分	補助対象経費	補助率	補助限度額
撤去事業	撤去費用と、撤去対象1m当たり9,000円を乗じて得た額の、いずれか少ない額【※1】	【※1】の1/2以内	1敷地 18万円
改善事業	改善費用と、撤去対象1m当たり38,400円を乗じて得た額の、いずれか少ない額【※2】	【※2】の1/2以内	1敷地 25万円

三島市耐震シェルター整備事業

■補助対象者 高齢者等居住住宅の1階部分に新たに耐震シェルターを設置する人

■補助要件

- ①昭和56年5月31日以前に建築（着工）された、2階建て以下の木造住宅（長屋、共同住宅を除く）
- ②わが家の専門家診断事業または既存建築物耐震診断事業による耐震診断の結果、住宅の耐震評点が1.0未満と診断された住宅
- ③木造住宅耐震補強助成事業を実施していない住宅
- ④申請者自ら居住する住宅
- ⑤65歳以上の人のみが居住する住宅または身体障害程度等級が1級または2級である人が居住する住宅

■補助対象経費 耐震シェルターの設置に要する経費（本体の購入費、運搬費、設置費）

■補助金の額 耐震シェルターの設置に要する費用の1/2以内。12万5,000円を上限とする。

民間建築物吹付けアスベスト対策事業

■補助対象建築物 市内の民間建築物

■補助対象建材 吹付けアスベスト等が施工されている建材（補助は除去等工事のみ、調査含まず）

■補助対象者 補助対象建築物の所有者または管理者

■補助限度額 120万円

■補助率 2/3以内

情報

もっと素敵な住まいに！
リフォーム費用補助

①県外から移住する若い世帯が行うリフォーム

☒県外から移住し、夫婦いずれかが40歳未満、または配偶者がおらず40歳未満で15歳以下の子と同居している人
助成額 リフォームに要する経費の20%(上限20万円)

②子育て世帯が行うリフォーム

☒15歳以下の子と同居する世帯※市内在住者可
助成額 リフォームに要する経費の30%(上限30万円)

③耐震附帯リフォーム

☒耐震補強工事と併せて行うリフォーム工事
※市内在住者可

助成額 リフォームに要する経費の15%(上限15万円)
☒①②③は併用可。③のみの場合市内施工業者に限る
工事着手前及び工事請負契約前に申請が必要。
予算が無くなり次第受付終了。

☎建築住宅課 三島住まい推進室 ☎ 983・2750

情報

最大150万円！
三島への移住者に補助金

若い世帯の市への移住を促すため、住宅を取得して移住する人に補助金を交付しています。

申請期限 住民票を異動してから1年以内
住宅完成後もしくは購入後に申請可

対象 夫婦のいずれかが40歳未満の世帯、または中学生以下の子がいる40歳未満で、住宅を建設、または建売住宅、中古住宅分譲マンション、中古マンションを購入した人

※平成28年4月1日以降に工事請負契約または売買契約を締結した物件に限る

補助金額 県外からの移住者…120万円
県内の市外からの移住者…50万円

※中学生以下の子一人につき10万円上乗せ(最大30万円)

☒予算が無くなり次第受付終了

平成31年3月31日事業終了予定

☎建築住宅課 三島住まい推進室 ☎ 983・2750

情報

無料で実施！
売却する住宅の無料診断

中古住宅の流通を促進させるため、売却する住宅を対象に、市が無料で専門家を派遣し、住宅の劣化などを診断(インスペクション)します。

診断した物件は市ホームページ内の「三島市中古住宅情報サイト」に掲載します。

☒市内にある、売却する住宅(宅地建物取引業者と専任媒介契約を交わした住宅)

調査項目例：シロアリなどの被害状況、腐朽・腐食や建物の傾斜状況、躯体のひび割れ・欠損、雨漏りや漏水、給排水管の漏れや詰まりなど

☒申請に必要な書類などはお問い合わせください。

☎建築住宅課 三島住まい推進室 ☎ 983・2750



情報

予約受付中です
回覧板配布の一時見合せ

自治会・町内会で用いられる回覧板を広報広聴課の窓口で配布していましたが、多くのご用命をいただいたため、欠品となりました。

配布再開は8月頃を見込んでいます。ご迷惑をおかけしますが、ご理解いただきますようお願いいたします。

予約について

新たな回覧板が納入され次第、自治会・町内会へ通知書や広報みしまでお知らせする予定です。

なお、現在予約を受け付けています。希望する人は広報広聴課窓口、またはお電話ください。

☒配送不可、窓口での受け渡しのみ

☎・☎広報広聴課 ☎ 983・2620